

I 研究主題設定の理由

1 主権者及び消費者

平成28年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、現在は、満18歳以上に選挙権がある。そして、令和4年に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられた。このことにより、特別支援学校高等部（以下、「高等部」という）在学中においても自らの判断で契約等ができるようになってきている。このような社会の変化を踏まえ、学校において主権者及び消費者として求められる力を育成するためには、平成29年及び30年に公示された学習指導要領に基づき、特別支援学校小学部（以下、「小学部」という。）及び特別支援学校中学部（以下、「中学部」という。）の段階も含め、児童・生徒に必要な資質・能力を身に付けていくことが、これまで以上に重要となっている。

2 特別支援学校における主権者教育及び消費者教育

主権者教育及び消費者教育においては、小学生及び中学生、高校生向け、また知的障害が軽度な児童・生徒向けの教材は多く公表されているものの、知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象とした教材は少ない。知的障害特別支援学校高等部普通科に在籍する生徒が卒業後に社会の一員として生きるために必要な知識をもち、主権者及び消費者として正しく判断して生活を営む実践力を身に付けることが重要である。そのため、指導事例の収集・共有、教材や単元の開発を行い、特別支援学校での主権者教育及び消費者教育を充実させていく必要がある。

II 研究の目的

知的障害特別支援学校での主権者教育及び消費者教育指導事例の収集・共有、教材や単元の開発について、研究を行う。

III 研究の方法

1 特別支援学校の児童・生徒における主権者教育及び消費者教育によって育成を目指す力の整理

研究開発委員を主権者教育班と消費者教育班に分け、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領（以下、「特別支援学校学習指導要領」という）や文部科学省の指導資料等から、主権者及び消費者として必要な力を分析した。その分析を基に、知的障害のある児童・生徒における主権者及び消費者として必要な力を抽出・精選した。その上で、特別支援学校学習指導要領の各教科等の内容と関連付けながら指導事例を検討した。

2 主権者教育及び消費者教育の効果的な指導方法を開発

1の成果を踏まえ、都立特別支援学校の具体的な取組から、効果的な指導方法を研究した。検討に当たっては、特別支援学校学習指導要領の各教科等の内容を中心として、具体的な指導事例を検討し、単元モデルを開発した。

IV 研究の内容

【主権者教育1（育成を目指す資質・能力について）】

中央教育審議会答申^{※1}に示された「主権者教育で育成を目指す資質・能力」を参考に、①から③の手順で、「知的障害特別支援学校における主権者教育で育成を目指す資質・能力」を作成した。

主権者教育で育成を目指す資質・能力

※1 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日

| | | |
|--|---|---|
| <p>（知識及び技能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解 ● 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能 | <p>（思考力、判断力、表現力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力 ● 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力 | <p>（学びに向かう力、人間性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力 |
|--|---|---|

① 小学校及び中学校学習指導要領の各教科等の目標及び内容の確認
例：中学校学習指導要領「社会」『我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。』

② 特別支援学校学習指導要領の各教科等の目標及び内容の確認
例：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「社会」『地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。』

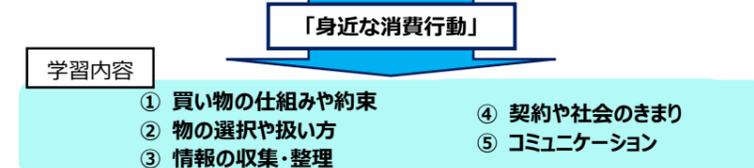
③ ①と②の関連を調べ、「知的障害特別支援学校における主権者教育で育成を目指す資質・能力」を作成

知的障害特別支援学校における主権者教育で育成を目指す資質・能力

| | | |
|--|---|---|
| <p>（知識及び技能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な生活に関する仕組みについて自分との関わりが分かる力 ● 活動や体験を通して、経験したことと関連付けて、調べまとめる力 | <p>（思考力、判断力、表現力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会生活に必要なきまりを守ることの大切さが分かり、表現したり選択したりする力 ● 生活や地域における身近な出来事について、自分の意見を述べたり、相手や他者の立場を考えたりして、話し合いに参加する力 | <p>（学びに向かう力、人間性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分の役割を考え、生活や地域社会に主体的に関わろうとする力 |
|--|---|---|

【消費者教育1（必要な「消費者力」について）】

消費者庁「消費者力」育成・強化ワーキングチーム^{※2}は、消費者に必要な力として5点の「消費者力」を示しているが、知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒においては、基本的な「消費者力」を身に付けられるようにする。そのため、本研究では、5点の「消費者力」のうち、「消費者自身が実践する力」として示している3点の「消費者力」を取り上げ、指導方法等を検討した。



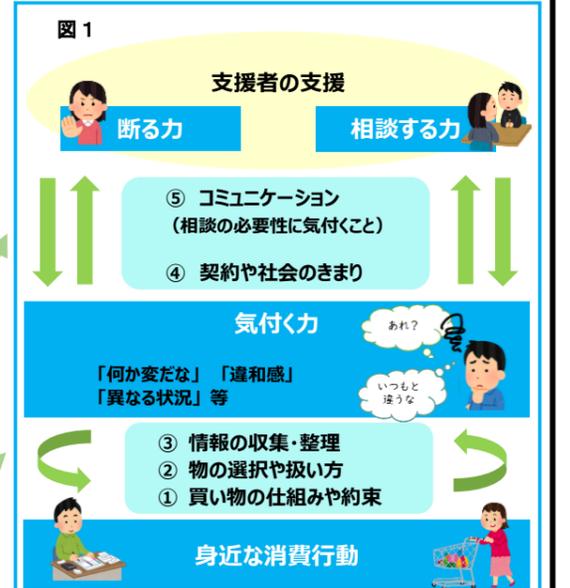
特別支援学校高等部学習指導要領解説「家庭」には、「身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと」とあることから、3点の「消費者力」に加え、その基礎となる「身近な消費行動」に関する学習内容について、特別支援学校学習指導要領を基に図1のように整理した。

知的障害のある児童・生徒は、違和感などに「気付く」学習と関連付けながら、「断る」ことや「相談する」ことを学習することが効果的である。

「身近な消費行動」を基礎として、①から③の学習を実際の生活場面に即して、繰り返し学習することが重要である。



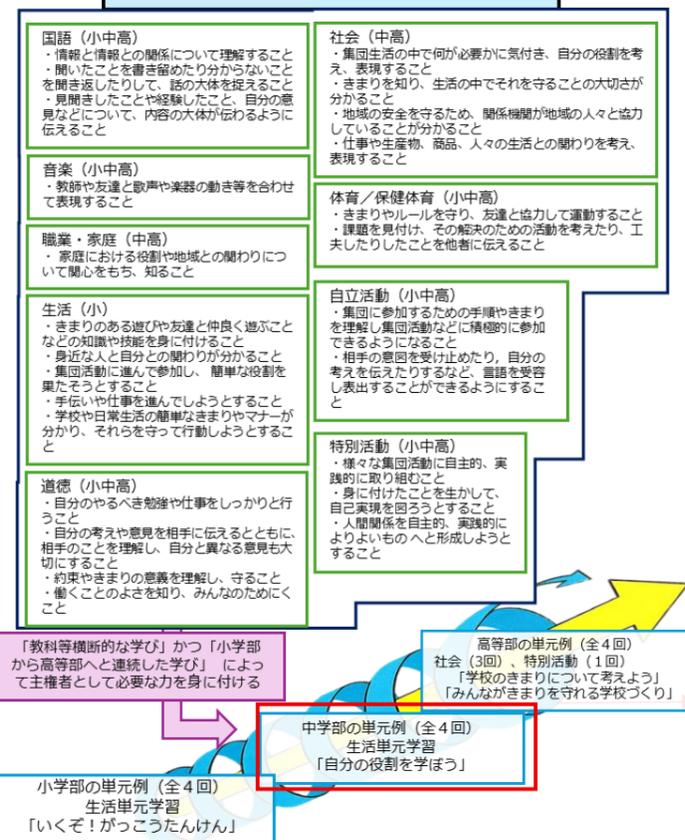
※2 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム取りまとめ（消費者庁「消費者力」育成・強化ワーキングチーム 令和5年9月）



【主権者教育2 (系統的・横断的な視点及び単元モデル)】

中央教育審議会答申では、教科等横断的な視点から教育課程を編成するために、主権者教育においては、「法やきまり」、「政治や経済」及び「自発的・自治的な活動」の3点の視点で内容を整理している。この3点の視点について、知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の主権者教育に関する内容を特別支援学校学習指導要領から抽出し整理した。例えば各教科等で扱う「法やきまり」に関連する内容については、図2のように整理した。これを基に「知的障害特別支援学校における主権者教育で育成を目指す資質・能力」を踏まえて、系統的・横断的な単元モデルを作成した。(ここでは中学部を例として掲載)

図2 各教科等で扱う「法やきまり」に関する内容



【単元モデル】

| | | | |
|--------|---|--|---|
| 1 教科等 | 生活単元学習 | 2 対象 | 中学部1年生 |
| 3 単元名 | 自分の役割を考えよう | | |
| 4 目標 | (1) 知識及び技能 ・自分の意見を述べたり、相手の意見を聞いたりし、集団生活の中での役割を理解することができる。 | (2) 思考力、判断力、表現力等 ・集団生活の中で必要に気付き、自分の役割を考え、表現することができる。 | (3) 学びに向かう力、人性等 ・よりよい集団づくりのために自分の役割を考え、主体的に取り組もうとする。 |
| 5 評価規準 | ア 知識・技能 ・自分の意見を述べたり、相手の意見を聞いたりしている。 ・集団生活の中での自分の役割を理解しようとしている。 | イ 思考・判断・表現 ・集団生活の中で必要に気付きようとしている。 ・自分の役割を考え、表現しようとしている。 ・生活や地域における身近な出来事について、自分の意見を述べたり、相手や他者の立場を考えたりにして、話し合いに参加している。 | ウ 主体的に学習に取り組む態度 ・よりよい集団づくりのために自分の役割を考え、主体的に取り組もうとしている。 ・自分の役割を考え、生活や地域社会に主体的に関わろうとする。 |
| 6 単元計画 | 全4時間 第1時 家庭、学校、地域での役割について 第2時 学級での係や当番について 第3時 係の仕事について 第4時 係の仕事を広めよう | | |

※本単元の内容となる目標及び評価規準を抜粋している。
※生徒の実態に応じて目標等の工夫が必要である。

【消費者教育2 (消費者教育に関連する内容及び単元モデル)】

小学部から高等部までの各教科等のうち、消費者教育に関連する学習内容を整理したものが図3である。小学部では、金銭の扱い方などの知識や技能を身に付けるため、「①買い物の仕組みや約束」に関わる内容を取り組むことが重要である。中学部では、身近な店で保護者等に頼まれた品物を購入するなどの体験的な活動を通じ、「②物の選択や扱い方」や「③情報の収集・整理」を中心とした内容を取り組むことが重要である。高等部では、中学部までの学習を繰り返し取り組みながら、「④契約や社会のきまり」や「⑤コミュニケーション」に関わる内容に扱うなどして、生徒の実態に応じて日常生活にある消費者被害に関連する題材を設定することが重要である。例えば、購入する予定の商品に類似した商品を勧められた場合、価格や名称等の情報を比較検討することで「気付く」ことのできる力や、比較した結果「断る」ことのできる力、判断が難しい場合に家族や支援者に「相談する」ことのできる力を確実に育むことが考えられる。また、学部ごとの単元モデルも作成した。(ここでは高等部を例として掲載)

図3 消費者教育に関連する学習内容

| 学習内容 | 単元等 |
|---------------------------|--|
| ⑤コミュニケーション (相談の必要性に気付くこと) | 権利と責任 (職業・家庭、家庭) コミュニケーション (自立活動) ※消費者被害ロールプレイなど |
| ④契約や社会のきまり | 社会生活に必要なきまり (社会) 契約の仕組み (職業・家庭、家庭) 規則の尊重 (法やきまり) (道徳) |
| ③情報の収集・整理 | 生活に必要なものの理解 (職業・家庭、家庭) 計画的な買い物の仕方 (職業・家庭、家庭) |
| ②物の選択や扱い方 ①買い物の仕組みや約束 | 金銭の扱い (生活) 社会の仕組みと公共生活 (生活、社会) 数の計算 (算数、数学) 金銭の価値 (算数) 規則の尊重 (約束やきまり) (道徳) 必要な物の選択 (職業・家庭、家庭) |

| |
|---|
| 小学部【生活】 単元名: 年賀状を出す |
| 【身近な消費行動】の育成に向けて、「①買い物の仕組みや約束」を中心とする単元 内容: 簡単な買い物をするなどして金銭を扱う。 |
| 中学部【生活単元学習】 単元名: 買い物名人になろう |
| 【気付く力】の育成に向けて、「②物の選択や扱い方」「③情報の収集・整理」を中心とする単元 内容: 保護者等に頼まれた買い物を正しく購入する。 |
| 高等部【家庭】 単元名: そのかいもの、だいじょうぶ? |
| 【断る力】【相談する力】の育成に向けて「③情報の収集・整理」「④契約や社会のきまり」「⑤コミュニケーション」を中心とする単元 |

【単元モデル】

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 1 教科等 | 家庭 | 2 対象 | 高等部 3年生 |
| 3 単元名 | そのかいもの、だいじょうぶ? ~こたわる力、相談する力を身につけよう~ | | |
| 4 目標 | (1) 知識及び技能 ・消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができる。 | (2) 思考力、判断力、表現力等 ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、表現する。 | (3) 学びに向かう力、人間性等 ・よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとしていたり、実践しようとしている。 |
| 5 評価規準 | ア 知識・技能 ・消費者被害の背景とその対応について理解している。 ・物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理している。 | イ 思考・判断・表現 ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考えたり、表現したりしている。 | ウ 主体的に学習に取り組む態度 ・よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとしていたり、実践しようとしている。 |
| 6 単元計画 | 全4時間 | 内容 | |
| | 第1時 | たのまれたものを買ってこよう | 購入するべき商品情報 (商品名、価格、容量、パッケージの形や色) を理解する。 |
| | 第2時 | どっちを買うの? | 類似した商品との違いが分かり、購入するべき商品を正しく選択する。 |
| | 第3時 | そのかいもの、だいじょうぶ? 1 | 購入予定の物と違う商品を勧められた場合があることを知る。 購入予定の物と違う商品を勧められた場合の対処法を知る。 (断る、家族や支援者に相談する等) |
| | 第4時 | そのかいもの、だいじょうぶ? 2 | 自分の購入するべき商品を適切に購入する。 |

※本単元の目標及び評価規準をもとに、生徒の実態に応じて工夫が必要である。

V 研究の成果と課題

1 研究の成果

- ・ 知的障害特別支援学校の国語、算数 (数学)、自立活動などの各教科等において、主権者教育及び消費者教育と関連する内容を示すことができた。具体的には、国語での意思表示や相手の話を理解する力や、自立活動での自己を理解し行動を調整する力等、日常的な学習活動の中で扱っている内容が重要であることが分かった。
- ・ 主権者教育は、教科等横断的な学習が重要であるため、知的障害特別支援学校では、各教科等を合わせた指導を中心として各教科等の内容を整理して指導することが、効果的であると示すことができた。
- ・ 消費者教育は、中学部の職業・家庭及び高等部の家庭を中心として指導を行いながら、カリキュラム・マネジメントの視点で整理して、小学部では生活や算数、中学部及び高等部では社会や数学等と関連付けて指導することが、効果的であると示すことができた。
- ・ 学びの連続性や系統性を整理することで、個別指導計画に基づき、知的障害の程度や学習状況に応じて、目標及び内容を設定できるようになった。

2 課題及び今後に向けて

- ・ 各学校では従前より、主権者教育や消費者教育に関する指導を行っているが、本研究を通じて、授業者が主権者及び消費者に必要な資質・能力等について、より一層理解を深め計画的に取り組む必要があることが分かった。そのため、各学校においては、主権者教育や消費者教育をカリキュラム・マネジメントの視点で整理することが重要である。
- ・ 知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒が、主権者及び消費者として正しく判断して生活を営む実践力を身に付けるために、各教科等の目標及び内容を整理した上で、体験的な活動をより充実させていく必要がある。

委員名簿

| | | |
|----------------|------|--------|
| 東京都立田園調布特別支援学校 | 校長 | 川崎 淳子 |
| 東京都立村山特別支援学校 | 指導教諭 | 山下 さつき |
| 東京都立七生特別支援学校 | 主任教諭 | 粕谷 裕之 |
| 東京都立調布特別支援学校 | 主幹教諭 | 島本 恭子 |
| 東京都立墨田特別支援学校 | 主幹教諭 | 丸尾 大樹 |
| 東京都立中野特別支援学校 | 主幹教諭 | 朝枝 貴政 |
| 東京都立白鷺特別支援学校 | 主幹教諭 | 新井 穂孝 |
| 東京都立志村学園 | 指導教諭 | 菅野 和哉 |

担当 教育庁指導部特別支援教育指導課 統括指導主事 小柴 崇裕
指導主事 津久井 翔希